

鎌倉総第1303号

令和4年(2022年)8月8日

鎌倉市議会議長 様

鎌倉市長 松尾 崇



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。

事務担当

総務課総務担当 (内線2242、2243)



議会受付番号	文書質問第 6 号
質問者	保坂 令子議員
答弁する者	共生共創部長 (共生共創部 文化課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項の規定に基づく文書質問第6号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

令和3年12月定例会において可決した「鎌倉国宝館条例等の一部を改正する条例」の施行により、2022（令和4）年4月1日より、鎌倉国宝館、鎌倉市文学館、鏑木清方記念美術館、川喜多映画記念館、鎌倉市歴史文化交流館の文科系5館は鎌倉市民の観覧料が無料となった。

このうち、鎌倉市文学館、鏑木清方記念美術館、川喜多映画記念館の3館は指定管理者による管理運営が行われており、条例改正提案時の議会への説明では、市民の観覧料無料化による減収分は、指定管理者からの事業報告に基づく実績値から算出した金額をリスク分担金として指定管理者に支払う、ということであった。

リスク分担金の支払いが4半期毎であるなら、既に1回目が支払われている時期であることから、次の3点について伺う。

- ① リスク分担金は既に支払われているのか
- ② 1年を何回（3か月毎、4か月毎、半年毎など）に区切って支払うのか
- ③ この間、支払のタイミングや市民の観覧料無料化に伴う来館状況の変化などについて指定管理者と協議をもったか

2 質問の理由

12月定例会の総務常任委員会で条例改正議案（議案第65号）の審査を行った際、市民の観覧料無料化による減収分を補うリスク分担金の算出方法については確認できたが、支払時期については定まっていないことが判明し、指定管理者が先の見通しを立てにくい状況があるとの懸念を表明した。また、先の6月議会の一般質問では、施設の管理運営について指定管理者との協議を怠らないように指摘したところである。

各所管課は、指定管理者による施設の管理運営に支障を来せば、市民サービスに影響が及ぶという緊張感を持つべきである。市が打ち立てた方針による観覧料の減収については、誠意ある姿勢が当然求められるが、改正条例を施行したまま音沙汰なし、ということであれば、本市には指定管理者制度を採用する資格が無いと言って過言でない。

3 答弁

文化系施設の市民観覧料無料化に伴うリスク分担金の支払いに関する御質問について、以下のとおり答弁いたします。

① リスク分担金は既に支払われているのか

答弁：リスク分担金の支払いについては、本市から四半期毎に支払う考えを示したところ、川喜多映画記念館、鏑木清方記念美術館、鎌倉文学館の3施設の指定管理者から、毎月の支払いを希望するなどの意向が示され、協議・調整を進めておりました。その結果、7月下旬に3施設との協議が整ったことから、各指定管理者との事務手続きを進め、近日中にリスク分担金の支払いを行う予定です。

② 1年を何回（3か月毎、4か月毎、半年毎など）に区切って支払うのか

答弁：①の答弁のとおり、来館実績に基づきリスク分担金を四半期毎（3か月毎）に支払います。

③ この間、支払のタイミングや市民の観覧料無料化に伴う来館状況の変化などについて指定管理者と協議をもったか

答弁：市議会令和3年12月定例会の議決以降、無料対象となる市民の確認方法や指定管理者が市に対して提出する報告書の様式変更など、市民観覧料無料化に伴う運営上の対応について、各指定管理者と協議してまいりました。

また、市と各指定管理者の間では、定期的に連絡会議を開催しており、その中で、年齢を問わず無料であるため来館しやすくなったという来館者の声や、家族での来館者が増えていると感じているなどの報告を受けています。

なお、現時点で、指定管理者から市民観覧料無料化に伴う混乱などについての報告はありませんが、周知についてはまだ十分ではないとの意見があり、今後はより効果的な周知に努めてまいります。